

人計第6461号  
21.5.20  
人計第8476号  
22.6.30  
防人計第4564号  
26.3.31  
防人計第9925号  
28.5.20  
防人計第8531号  
29.5.30  
防人計第1937号  
令和3年2月12日

大臣官房長  
各局長  
各防衛参事官  
衛生監  
技術監  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

人事教育局長

新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）

標記について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて、人事院より別添のとおり通知されたので、防衛省においても、下記の通り対応されたい。

記

1 隊員が次に掲げる場合に該当するときは、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第14号の休暇（防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。）にあつては防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第2号）第6条第1項第7号の休暇、陸上自衛隊高等工科学校の生徒にあつては陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成21年陸上自衛隊訓令第33号）第8条第1項第7号の休暇、自衛官候補生にあつては自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成22年防衛省訓令第26号）第8条第1項第12号、非常勤隊員にあつては自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第9条第1項第4号の休暇、予備自衛官にあつては予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）第18条第1項第4号の休暇、即応予備自衛官にあつては即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第1号）第18条第1項第4号の休暇、予備自衛官補にあつては予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第22条第1項第4号の休暇）として承認しても差し支えない。

また、一般職の職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第4号の休暇）として承認しても差し支えない。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症（感染症予防法第6条第7項（第3号を除く。）に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。以下同じ。）の病原体に感染したおそれのある者として、検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- (2) 感染症予防法第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（出勤することが著しく困難であると認められる場合に限る。）

2 隊員及び一般職の職員がインフルエンザ様症状を呈する場合については、病気休暇の取得（出勤しようとする場合は、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第17条第1項第1号に基づく就業の禁止）として取り扱うこととなるので、留意されたい。